

I 調査の概要

1 これまでとの違い

2010 年世界農林業センサスにおいては、我が国の農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、これに対応し、円滑かつ効率的に調査を実施できるよう調査方法、調査項目等の改善・見直しを行った。

(1) 調査方法の見直し

- 全国統一時点の調査結果とするため、これまで調査期日を 12 月 1 日現在調査としていた沖縄県もその他の都道府県同様の 2 月 1 日現在とし、北海道用、都道府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を 1 種類に統一した。
- 農山村地域調査については、これまで地方統計組織の職員により調査を実施していたが、調査方法を見直し、市区町村調査は郵送調査、農業集落調査は調査員調査に変更した。

(2) 調査項目等の改善・見直し

- 調査対象者や調査員による調査票の記入や審査の負担軽減を図るため、調査結果の利活用状況等を踏まえて、全数調査として把握する必要性が低い調査項目や他の統計調査等で把握可能な調査項目については簡素化・廃止し、農林業の基本構造の把握に一層重点化した。
- 簡素化した主な項目
家族の氏名の記入を取りやめ
販売金額等の把握方法の簡素化
作付面積等の把握方法の簡素化など
- 新設・追加した主な項目
農業以外の業種から農業への資本金、出資金の提供状況
農産物の輸出の取組状況
林業の担い手確保や間伐作業の状況など

2 調査の目的

2010 年世界農林業センサスは、我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することによって、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する 2010 年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施した。

1950 年以降（林業センサスは 1960 年以降）、10 年ごとに国際条約に基づく世界農林業センサスを行うとともに、その中間年には我が国独自の農林業センサスを実施してきた。

3 調査の体系

2010 年世界農林業センサスは、農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査と、農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査に大別される。

【農林業経営体調査】

(1) 調査実施系統

農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査対象

(2) 調査方法

調査客体による自計調査

(3) 調査対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」を対象に行った。

(4) 調査事項

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業経営の特徴
- エ 経営耕地面積等
- オ 農業用機械の所有
- カ 農業労働力
- キ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ク 農産物の販売金額等
- ケ 農作業の委託及び受託の状況
- コ 保有山林面積
- サ 林業労働力
- シ 育林面積等及び素材生産量
- ス 林産物の販売金額等
- セ 林業作業の受託の状況
- ソ その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

4 調査の期日

平成 22 年(2010 年)2 月 1 日現在で実施した。

5 調査の法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）及び農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づいて行った。

6 本市の調査区について

農業については、時系列比較のため農業集落の区域設定に変更はなく、本市は従来の区分による本庁(旧横須賀)、衣笠、大津、浦賀、久里浜、北下浦、長井、武山、大楠の 9 地区であり、その中の集落は全体で 62 となっている。調査区は集落を分割したものであり、82 区となり、延べ 82 人の調査員により調査を実施した。

7 利用上の注意

(1) 表中に使用した符号について

「0」は表章単位に満たないもの

「—」は皆無又は該当のないもの

「-」は減少したもの

「X」は調査客体数が 2 以下で、内訳数値を秘匿する必要があるもの

(2) 数値については、単位未満を四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。また、構成比は、個々の数値ごとに少数第 2 位を四捨五入したため、合計は必ずしも 100.0%にならない。